登録番号	登録年月日	著作物の題号	公表年月日	著作物の種類
第三七、一一五号の一	平成二十七年二月十六日	ｐａｂａ音表現仮名による創作擬語表現作品集二―オノマトペ創作擬語及び追補擬語その一―	平成二十七年一月二十五日	言語の著作物

右登録の原因

この著作物は、平成二十七年一月二十五日にＪＴパパの変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

辻利秀　神奈川県相模原市南区東林間一丁目一五番一―五一一号

辻壽里恵　神奈川県相模原市南区東林間一丁目一五番一―五一一号

辻真由香　神奈川県相模原市南区東林間一丁目一五番一―五一一号

○厚生労働省告示第二百八十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正し、公布の日から起算して十日を経過した日から適用する。

平成二十七年六月二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第1のＢの9を次のように改める。

9　牛の肝臓又は豚の食肉は、飲食に供する際に加熱を要するものとして販売の用に供されなければならず、牛の肝臓又は豚の食肉を直接一般消費者に販売する場合は、その販売者は、飲食に供する際に牛の肝臓又は豚の食肉の中心部まで十分な加熱を要する等の必要な情報を一般消費者に提供しなければならない。ただし、第1　食品の部Ｄ　各条の項○　食肉製品に規定する製品（以下9において「食肉製品」という。）を販売する場合については、この限りでない。

販売者は、直接一般消費者に販売することを目的に、牛の肝臓又は豚の食肉を使用して、食品を製造、加工又は調理する場合は、その食品の製造、加工又は調理の工程中において、牛の肝臓又は豚の食肉の中心部の温度を63℃で30分間以上加熱するか、又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌しなければならない。ただし、一般消費者が飲食に供する際に加熱することを前提として当該食品を販売する場合（以下9において「加熱を前提として販売する場合」という。）又は食肉製品を販売する場合については、この限りでない。加熱を前提として販売する場合は、その販売者は、一般消費者が飲食に供する際に当該食品の中心部まで十分な加熱を要する等の必要な情報を一般消費者に提供しなければならない。

○農林水産省告示第千四百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県岡山市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

岡山市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県岡山市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町玄倉字家ノ下三二〇、字向沢五〇三の三、五〇三の四、五〇五の口、五〇七の一、五〇七の二、字立間五四八の二九、五四八の三六、五四八の五六、五六六の口、五七三の二、五七五の一〇から五七五の一四まで、五七五の二一から五七五の二七まで、五七五の三一、五七五の三三、五七五の四〇から五七五の四二まで、五七六の三、五七六の四、五七六の六、五七六の七、五七六の一一、字小畑平五七九の四一、五七九の四四、五七九の四九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字家ノ下三二〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町玄倉字向沢五〇三の口、小畑平五八三のイ、大ノ山五九〇の八、五九七の二、世附字上ノ山六四九、六九八、六九九、七〇〇の口、字日影山八二六の四七、字栗ノ木日影八四九、九一〇の七、字権現山九二四の一三、字笹小屋九二六の一、九二六の四六、九二六の五五、中川字焼津二一八のイの二〇、二二三の一一、字小塚八九八の一七、字号良九一三の一、九一三の一一、字越田九二〇のツ、九二〇のソの一、九二〇のレの一、神縄字ヲキツチ一一六八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区小原字ヌタノ久保四四の一（次の図に示す部分に限る。）、四四の三、四六、字白澤五二の二、五三の三、五四の二（次の図に示す部分に限る。）、五四の三、六七、八九の三から八九の五まで、九三の一から九三の一〇まで、字日陰九七の四、一〇〇、一〇四、字下原一四一の一、二四七、字瀧ノ入二五一の三、二五二の一から二五二の三まで、二五三の二、二五四、二五五の一（次の図に示す部分に限る。）、二五五の二、字坪坂二五六（次の図に示す部分に限る。）、二五九、字大明神二六九、字栗原三四六、字スケノ沢三五五のイ、字板橋